

# 設 立 趣 旨 書

## 1 趣旨

- (1) 今世界人口約60億人のうちその5分の1約12億人が、「絶対的貧困」に苦しんでいるといわれる。しかもその約70%が女性と子どもである。「絶対的貧困」層が多いのは、とりわけ南アジアとサハラ以南のアフリカ諸国である。
- (2) 各種の報道、学校教育等を通じてこの事を知った日本の少なからぬ子ども達が、苦しんでいる途上国の子ども達を援助する活動に取り組んできた。この取り組みを通して集まった子ども達の心(物資、募金、手紙、絵画など)を、現地子ども達に確実に届けることを原点とする当法人の行う事業は、「絶対的貧困」に苦しむ発展途上国の子ども達の利益に寄与するだけでなく、国境、人種、宗教の違いを超えた子どもたち相互のグローバルな社会連帯の形成、この事業に主体的に参加する日本の青年と子ども達との社会連帯の形成、そして子ども達・青年と社員さらには社員相互の社会連帯の形成に寄与する。
- (3) エコークラブは、創設以来15年、任意団体として、「国際ボランティア貯金」からの交付金等公的資金の交付を受けて、主としてアフリカ大陸各国の貧しい人々に、支援物資等を送り続けてきた。しかし、任意団体のままでは公的資金の交付を受ける事が困難になってきつつあり、法人格を取得する事にした。

## 2 申請にいたるまでの経過

- (1) エコークラブは、1989年の創設以来、セネガル、ナイジェリア、ガーナ、エチオピア、インド、ザイール(現コンゴ民主共和国)、シンガポール、ニジェール、ジンバブエ、リベリア難民キャンプ(ガーナ)、レバノンの各国に、合計60回に渡る援助活動等(援助物資を積んだコンテナ輸送、援助物資の直接持参、技術者・専門家・調査員派遣、援助国駐日大使講演会・交流会など)を行ってきた。この間、8回にわたり「国際ボランティア貯金」の交付を、3回にわたり外務省のODA資金の交付を、そして3回に渡る愛知県国際交流協会の援助等を受けている。
- (2) エコークラブの法人格取得の方針を決定したのは、2003年4月の総会においてである。特定非営利活動促進法施行時から、エコークラブの法人格取得の必要性については認識されてきた。しかし、実際に申請を準備するには至らないままで時が過ぎてきた。

- (3) 2002年7月の外務省「国際開発協力関係民間公益団体補助金」(11. 事業促進支援制度)を申請するときから、法人格をもつ民間公益団体になる必要を強く感じさせられた。そのような民間公益団体としての組織体の整備を行わないと、今後公的資金の配分を受けられなくなるとの思いが、申請準備に踏み切らせる動機になった。
- (4) 2003年5月、愛知県県民生活部 社会活動推進課を訪ね、「特定非営利活動法人の手引き」を提供され、法人格取得のための申請手続きについて、担当者の詳しい説明を受けた。
- (5) 会長が、2003年8, 9月の援助地滞在から帰国した後申請書を作成し、役員会の議を経て、法人としての設立総会を持ち、申請するに至った。

平成15年10月13日

特定非営利活動法人エコークラブ・インターナショナル・ジャパン  
(略称:エコークラブ)

設立代表者

住所又は居所

愛知県西加茂郡三好町大字明知字多羅釜13番地の5

氏名 岩 淵 剛 印